

意見書案第11号

日本学術会議法の廃止を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和7年6月16日

川崎市議会議長 原 典之 様

提出者	川崎市議会議員	宗 田 裕 之
	〃	井 口 真 美
	〃	市 古 次 郎
	〃	石 川 建 二
	〃	渡 辺 学
	〃	後 藤 真左美
	〃	小 堀 祥 子
	〃	齋 藤 温

## 日本学術会議法の廃止を求める意見書

国の特別機関とされている現在の日本学術会議を廃止し、国から独立した法人格を有する特殊法人としての日本学術会議を新設する日本学術会議法が本年6月11日、参議院本会議において賛成多数で可決成立した。

今回成立した法律は、「独立して職務を行う」という条文を削除し、経済社会の健全な発展など政府に都合の良い基本理念を定め、首相の監督の下に日本学術会議の人事、活動計画、意思決定や財政等に介入できる組織を設立するもので、これは政府の意向に沿って活動する組織に変質させるものであり、科学者の代表機関であるナショナルアカデミーとは異質の組織と言える。

さらに、前文に掲げられていた「科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献」という理念を削除したことは、日本学術会議の平和的復興の使命を否定するものであり、戦前の戦争協力の反省に立ち、政府から独立して職務を行うという日本学術会議設立の原点を消し去ることにつながる。

本法を巡っては、学术界や法曹界からも廃止を求める声明が急速に広がっており、本年5月31日までに105を超える団体から声明が発表されている。

よって、国におかれては、学問の自由を保障する日本国憲法に立脚し、日本学術会議の独立性と自律性を保障するために、日本学術会議法を廃止するよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

宛て

総務大臣

内閣府特命担当大臣